

ポイント①

地域福祉計画の中に

◆ 重層的支援体制整備事業実施計画

→包括的支援体制の整備に向けた重層的支援体制整備事業の実施について、「第3章 計画の体系と展開」のP37に記載。

重層的支援体制整備事業実施計画に関する個別事業については別冊で作成。

◆ 権利擁護支援計画

→基本目標3 行動目標(8)

◆ 再犯防止推進計画

→基本目標5 行動目標(14)

を新たに位置づけました。

ポイント②

社会福祉協議会の役割、機能について

地域福祉計画と地域福祉活動計画とを完全に切り分けて掲載せず、基本目標ごとに市民・社協・行政の役割を並記して、地域福祉計画の中に社会福祉協議会の存在を溶け込ませました。

ポイント③

計画の進行管理では

個別事業の件数等で点数付けはせず、地域で起きている変化、地域と協働している様子をエピソードとして収集、共有し続けることで地域福祉の推進の度合いを測ります。

また、市民意識調査の「自分と地域のつながりの強さ」「近所に助けを求めることができるか」についての結果を計画改定時の評価材料の1つに位置づけます。